

給水装置の管理

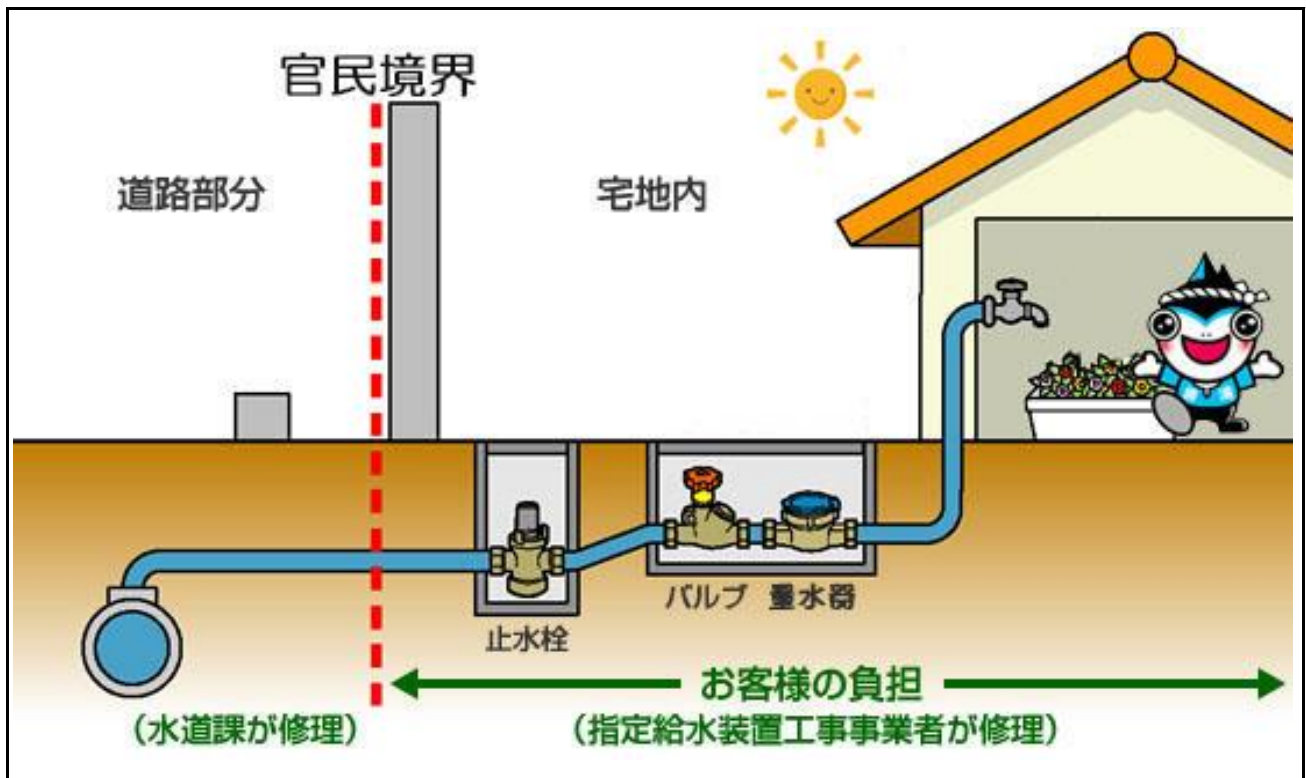
給水装置とは

水道水を各家庭等に供給するため、市が埋設した配水管から水道加入者が分岐して設けた給水管及びこれに直結する蛇口等の給水用具の総称です。

給水装置の管理区分(修繕の範囲)

道路に埋設されている配水管から宅地内に設置されている給水装置の管理区分は、以下のとおりです。(勝浦市水道事業条例第16条及び19条)

1. 道路部分(共有地を除く公道)は、水道課で修理を行います。
2. 宅地(敷地)内の漏水修理については、所有者又は、使用者の責任に於いて修理します。



宅内(屋内配管)漏水の確認方法

宅内側の蛇口が全て閉まっている状態で、量水器のパイロットマークが少しでも回っている場合、配管上で漏水している可能性があるため、勝浦市指定の給水装置工事事業者(水道工事店)に修理を依頼して下さい。(写真参考)

また、修理完了したら修理を行った水道工事店から水道課へ連絡するように伝えて下さい。修理箇所によっては水道料金の減免対象となる場合があります。



【参考】

写真は13ミリ量水器(20ミリ~40ミリ量水器の形状は異なりますがパイロットマークは同じです。